レコード内容及び作成要領

1 レコード内容及び記載要領

項番	Į	頁目名	入	力文字基準	記録要領
1	法定資料の種類		半角	3 文字	「315」を記録する。
2	整理番号1		半角	10 文字	税務署から連絡されている「整理番号1 (10 桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し支えない。)。
3	本支店等区分都	省号	半角	5 文字以内	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録する。
4	提出義務者の住	所 (居所) 又は所在地	全角	60 文字以内	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録する。
5	提出義務者の日	氏名又は名称	全角	30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電		半角	15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03·1234·5678」、「03(1234)5678」
7	整理番号2		半角	13 文字	税務署から連絡されている「整理番号2 (13 桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し支えない。)。
8	提出者の住所(居所)又は所在地	全角	60 文字以内	記録を省略する。
9	提出者の氏名ス	スは名称	全角	30 文字以内	記録を省略する。
10	訂正表示		半角	1 文字	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
11	年分		半角	2 文字	支払の確定した年を和暦で記録する。 なお、元年~9年については、前ゼロを付加して「01」~「09」と記録する。
12		住所又は居所	全角	60 文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13	支払を受ける者	国外住所表示	半角	1 文字	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
14	有	氏名	全角	30 文字以内	支払を受ける者の氏名を記録する。
15		役職名	全角	15 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別		全角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
17	支払金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 未払金額を含む。
18	未払金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
19	給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
20	所得控除の額の	合計額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
21	源泉徴収税額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未徴収税額を含む。

項番	;	項目名		入	力文字基準	記録要領
22	未徴収税額	須		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
					書面による場合の記載に準じて記録する。	
						主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源
23	(源泉)控除	対象配偶	者の有無	半角	1 文字	泉控除対象配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。
					また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の	
					場合には「4」を記録する。	
24	老人控除対象			半角	1 文字	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者(特別)	控除の	1	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
26		特定	主	半角	2 文字以内	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の
27		1.1 //_	従	半角	2 文字以内	区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
28	控除対象扶		主	半角	2 文字以内	
29	養親族の数	老人	上の内訳	半角	2 文字以内	
30	20000000		従	半角	2 文字以内	
31		その他	主	半角	2 文字以内	
32			従	半角	2 文字以内	
33		特別障害者		半角	2 文字以内	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じ
34	障害者の数	上の内記	尺	半角	2 文字以内	て記録する。
35		その他		半角	2 文字以内	
36	社会保険料等の	の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
37	上の内訳			半角	10 文字以内	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。
38	生命保険料の			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	住宅借入金等。		* '*'	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
41	旧個人年金保		額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
42	配偶者の合計所得		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
43	旧長期損害保	長期損害保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
44		元号		半角	1 文字	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和
45	受給者の生年月日		年	半角	2 文字	は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、
46		√ 1 ⊢	月	半角	2 文字	また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は
47		日		半角	2 文字	前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年 9 月 30 日 $\rightarrow 5,01,09,30$ 」
48	夫あり			半角	1 文字	記録を省略する。
49	未成年者			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	乙欄適用			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。

項番		項目名		入	力文字基準	記録要領
51	本人が	特別障害者		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
52	平八//	その他の障害	手者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
53	老年者			半角	1 文字	記録を省略する。
54	寡婦	i		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に 該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」 を記録する。
55	寡夫			半角	1 文字	記録しないでください。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
56	勤労学生			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職	Ì		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
58	災害者			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
59	外国人		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
60		中途就職・退職の区分		半角	1 文字	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中
61	中 途 就・退	年		半角	2 文字	途就職の場合には「 1 」、中途退職の場合には「 2 」、それ以外の場合には「 0 」を記録する。
62	職	月		半角	2 文字	合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。
63		日		半角	2 文字	(例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」
64		住所(居所)又は所在地		全角	60 文字以内	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。
65	<i>t</i> l. o +	国外住所表示		半角	1 文字	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
66	他の支	氏名又は名称		全角	30 文字以内	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67	払者	給与等の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
68		徴収した金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
69		控除した社会保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
70	災害者に	害者に係る徴収猶予税額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
71			年	半角	2 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。
72	他の支払 した年月	は者のもとを退職 日	月	半角	2 文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。
73		H	日	半角	2 文字	(例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」
74	住宅借入	金等特別控除等	年	半角	2 文字	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
75	適用家屋居住年月日 月 (1回目)		半角	2 文字	適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場
76	(100)	日	半角	2 文字	合は前ゼロを付加して記録する (「年」については和暦とする。)。 (例)「平成 28 年 9 月 30 日 \rightarrow $28,09,30$ 」
77	住宅借入金等特別控除適用	半角	1 文字	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 (例)租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2第1項の適用を受ける場合には「2」を記録する。	
78	住宅借入金等特別控除可能	と額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

項番	項目名	入	力文字基準	記録要領
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	半角	2 文字	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法局条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法第 41 条第 5 項又は第 8 項に規定する場合の特別控除は「11」、同法第 41 条第 1 項に規定する特定取為に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別時定取得に該当する場合 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「34」を記録する。おって、租稅特別措置法第 41 条第 18 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 19 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について記録する。
80	住宅借入金等の額(1回目)	半角	8 文字以内	租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。

項番	項目名		入	力文字基準	記録要領
81	住宅借入金等特別控除等	年	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。
82	適用家屋居住年月日	月	半角	2 文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場
83	(2回目)	日	半角	2 文字	合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。 (例)「平成28年9月30日 →28,09,30」
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅合入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定するを管付入金等を有する場合の特別控除は「34」を記録する。よって、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 19 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「44」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「44」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「44」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「44」、原法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「44」、原法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「44」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。

項番	項目名		力文字基準	記録要領
85	住宅借入金等の額(2回目)	半角	8 文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
86	摘要	全角	65 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3 回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目)××」、所得税における 住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目)×× 年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額(何回目)×××円」と記録する。 (注)普通徴収該当者は、項番 134:普通徴収で「1」を記録するのに加え、普通徴収 に該当する理由の符号(普A~普E)を記録する。 普A 給与等の支払が常時二人以下の家事使用人のみに対してしかない普B 他の事業所で、特別徴収を行っている普C 給与が少額で、特別徴収を行っている普C 給与が少額で、特別徴収税額の天引きができない普D 給与の支払が不定期(休職(予定)者含む)普E 退職又は退職予定また、乙欄適用者(項番 50:乙欄適用で「1」を記録する者)で、特別徴収を希望する場合は、「特別徴収」と記録する(従たる給与を受けるものにつき、原則「普B」該当となるため。)。
87	新生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	介護医療保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
90	新個人年金保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
91	16 歳未満扶養親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
92	国民年金保険料等の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
93	非居住者である親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
94	提出義務者の個人番号又は法人番 号	半角	13 文字以内	提出義務者の個人番号(12 桁の数字)又は法人番号(13 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録 を省略する。
95	支払を受ける者の個人番号	半角	12 文字	支払を受ける者の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録 を省略する。

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
96		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名のフリガナを記録する。
97		氏名	全角	30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名を記録する。
98	(源泉·特別) 控除 対象配偶者	区分	半角	2 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
99		個人番号	半角	12 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
100		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
101		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。
102	控除対象扶養親族 (1)	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(1)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
103		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(1)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録 を省略する。
104		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
105		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。
106		区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(2)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
107		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(2)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録 を省略する。

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
108		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
109		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(3)の氏名を記録する。
110	控除対象扶養親族(3)	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(3)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
111		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(3)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録 を省略する。
112		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
113		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(4)の氏名を記録する。
114	控除対象扶養親族(4)	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(4)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
115		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(4)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録 を省略する。
116		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
117		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
118	16 歳未満の扶養親 族(1)	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
119		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録 を省略する。
120		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
121	16 歳未満の扶養親	氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
122	族(2)	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。

項番	項目名		入	力文字基準	記録要領
100		/m === 1	VI #	40	16 歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。
123		個人番号	半角	12 文字	(注) 平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録
104		→ 11 .13 l.	A 71	90 444NIH	を省略する。
124		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
125		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。
126	16 歳未満の扶養親	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
	族(3)				16 歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。
127		個人番号	半角	12 文字	(注) 平成 28 年度 (平成 27 年分) 以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録
		,	, , ,		を省略する。
128		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
129		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
120	 16 歳未満の扶養親		半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の
130	16 威木価の伏食税 族(4)	区分	干用	2 又子	場合には「00」を記録する。
) (4)				16 歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。
131		個人番号	半角	12 文字	(注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録
					を省略する。
132	5 人目以降の控除対象扶養親族の 個人番号		全角	100文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
133	5人目以降の16歳オ	に満の扶養親族	全角	100文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
	の個人番号				
134	普通徴収		半角	1文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
136	条約免除		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
137	支払を受ける者のフリガナ		半角	60 文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
	- /A IA				支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。
138	受給者番号		半角	25 文字以内	なお、入力文字基準は 25 文字以内となっているが、富山市では先頭から 20 文字まで
	III delle famel II				しか対応していない。
139	提出先市町村コード		半角	6 文字	「162019」(富山市のコード)を記録する。
	II. da es II		J1 5	and the latest of	富山市が指定した特別徴収義務者指定番号を記録する。
140	指定番号		半角	12 文字以内	(注)新たに富山市に給与支払報告書を提出することとなった等により、富山市の指定
					番号が無い場合には、記録を省略する。

項番	項目名	入	力文字基準	記録要領
141	基礎控除の額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
142	所得金額調整控除額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略 する。
143	ひとり親	半角	1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略 する。